

第6次結城市総合計画基本構想改定委員会設置要項

(設置)

第1条 第6次結城市総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）の改定について必要な事項を協議するため、第6次結城市総合計画基本構想改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、基本構想の改定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

3 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第4条 委員会の所掌事務を補佐するため、ワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 ワーキングチームにリーダー及び副リーダー各1人を置く。

4 リーダーは、企画政策課長をもって充て、副リーダーは、リーダーが指名する者をもって充てる。

5 リーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、会議の議長となる。

6 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員（以下「委員」という。）及びワーキングチームの構成員（以下「構成員」という。）の任期は、令和6年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会及びワーキングチームの会議は、委員会にあっては委員長が、ワーキングチームにあってはリーダーが必要に応じて招集する。

2 前項の会議は、委員又は構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 第1項の会議において議決する必要がある場合は、出席した委員又は構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、令和5年6月14日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

副市長	教育長	総務部長	企画財務部長	市民生活部長	保健福祉部長	経済環境部長	都市建設部長	会計管理者	議会事務局長	教育部長	秘書課長	総務課長
-----	-----	------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	------	------	------

別表第 2（第 4 条関係）

行革・デジタル推進課長	契約管財課長	まちづくり協働課長	企画政策課長	財政課長	市民課長	防災安全課長	社会福祉課長	子ども福祉課長	農政課長	商工観光課長	都市計画課長	学校教育課長	指導課長	生涯学習課長	スポーツ振興課長
-------------	--------	-----------	--------	------	------	--------	--------	---------	------	--------	--------	--------	------	--------	----------